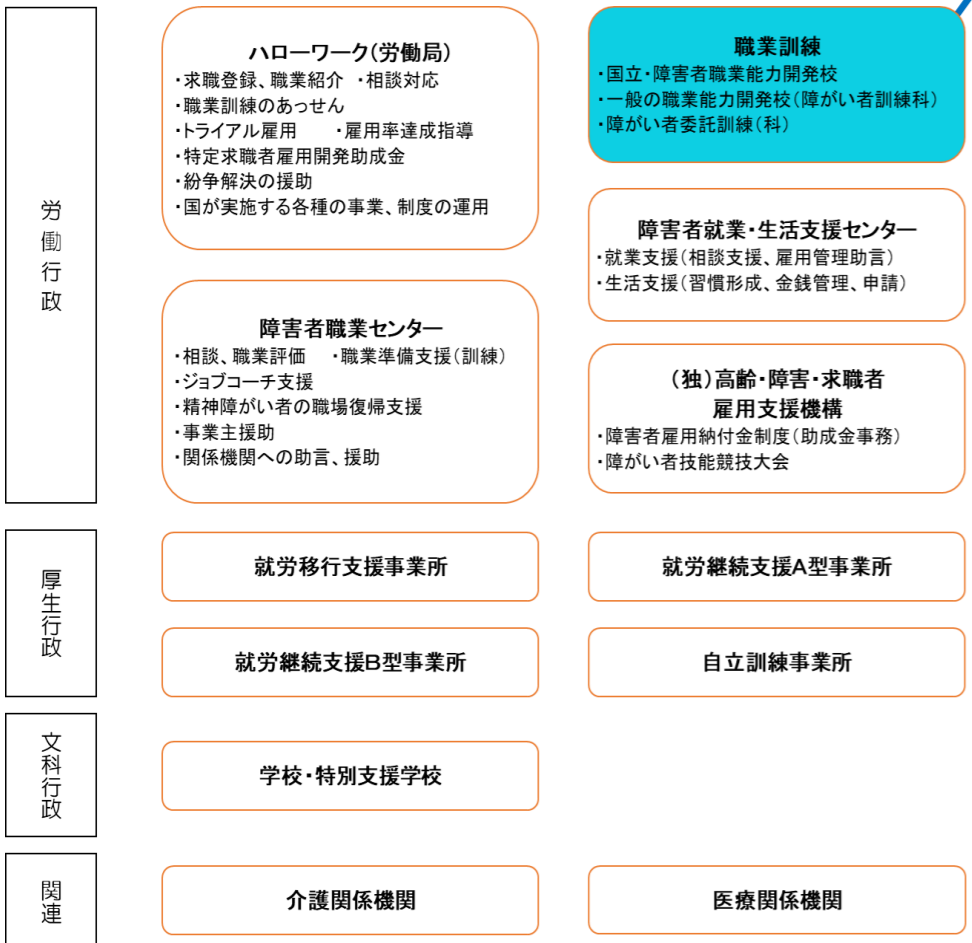


熊本県民に対する障がい者職業訓練提供体制について(整理)

- これまで県(労働雇用創生課)では、県の障がい者に対する職業訓練施策を展開するに当たり、個々の事業(販売実務科、ソフトウェア開発訓練科(KSK)、委託訓練)内容を充実していくことに注力する一方、近年は、障がい者に対する職業訓練施策全体を俯瞰し、全体の施策体系等を整理する作業を積極的に行っていなかった。
- 現在、平成31年3月に設置した「職業能力開発施設拠点化 高等技術専門校施設内訓練検討委員会(販売実務科部会)」において、専門校に設置している障がい者訓練科(=販売実務科)について、《検討課題》=科を継続設置していく必要性や今後の科の方向性等を検討しているところ。
- 販売実務科部会の第2回会議(R1.6月開催)を終えたところ、この《検討課題》について議論を深めていくためには、障がい者に対する職業訓練施策全体を俯瞰的に眺め、全体の施策体系等を整理する作業が必要との認識に至ったため、今回改めて、このことについて次のとおり整理(=「見える化」)を試みた。

1 障がい者の就労支援に係る諸制度 (国の行政組織別の施策体系イメージ)



2 熊本県民に対する障がい者職業訓練提供体制に関する基本的な考え方

(1) 各事業の開始時期(厚生労働省の施策展開の経緯)

- ① 国立障害者職業能力開発校**
 - 福岡校・・・S33福岡身体障害者職業訓練所と改称
 - 鹿児島校・・・S43鹿児島身体障害者職業訓練所開所
- ② 一般校活用モデル事業(H16年度～)**

国から都道府県に科設置のモデル事業を委託。委託期間経過後、科を継続(一般事業化)するかどうかは各都道府県判断。

H16～H18・・・身体障がい者(実施都道府県数:1)
 H16～H21・・・知的障がい者(実施都道府県数:26)
 ※ 熊本校の販売実務科は当該事業を活用し、H16.5月に設置
 H19～H23・・・発達障がい者(実施都道府県数:9)
 H29～・・・精神障がい者(実施都道府県数:2)
- ③ 障がい者委託訓練(H16年度～)**

モデル事業(3年間)終了後に一般事業化されなかった(廃止された)ところもある。

一般校(職業能力開発校)における障がい者を対象とする施設内訓練科 <令和元年度>

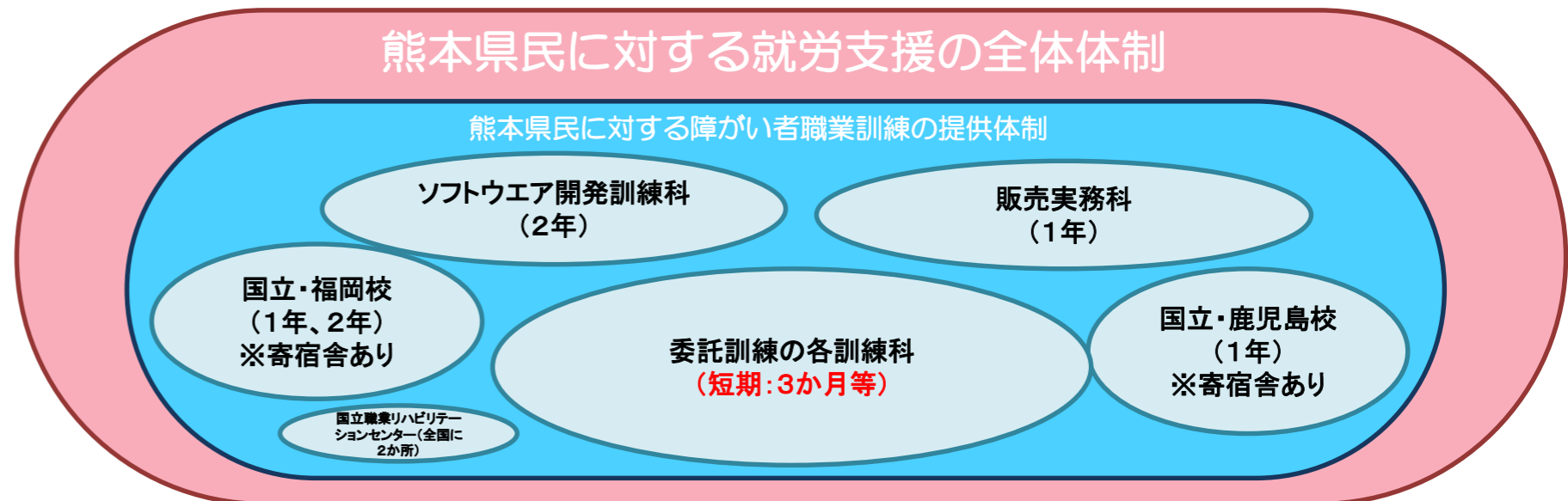
整理番号	都道府県名	実施校名	訓練科名	訓練期間	入校月	対象者
1	北海道	札幌高等技術専門学院	ビジネス実務	1年	6月	知的
1	北海道	函館高等技術専門学院	販売実務	1年	4月	知的
1	北海道	旭川高等技術専門学院	介護アシスト	1年	4月	知的
2	茨城県	水戸産業技術専門学院	総合実務	6月	4月、10月	知的
3	埼玉県	職業能力開発センター	サービス実務	1年	4月	知的
4	千葉県	我孫子高等技術専門校	職域開発	6月	4月、10月	精神・発達
4	千葉県	中央・城北職業能力開発センター板橋校	事務実務	1年	4月	知的
5	東京都	城西職業能力開発センター	事務作業	1年	4月	知的
5	東京都	城西職業能力開発センター	事務作業	1年	4月	知的
5	東京都	城西職業能力開発センター	事務作業	1年	4月	知的
6	新潟県	新潟テクニカール	総合実務	1年	4月	知的
7	石川県	金沢産業技術専門校	ワークサポート	6月	4月、10月	発達
8	福井県	福井産業技術専門学院	ワークサポート	6月	7月	精神
9	山梨県	就業支援センター	総合実務	1年	4月	知的
10	愛知県	名古屋高等技術専門校	総合実務	1年	4月	知的
10	愛知県	岡崎高等技術専門校	総合実務	1年	4月	知的
11	三重県	津高等技術学校	OA実務	1年	4月	身体
12	滋賀県	滋賀県立高等技術専門校草津校舎	総合実務	1年	4月、10月	知的
13	京都府	福知山高等技術専門校	総合実務	1年	4月	知的
13	京都府	福知山高等技術専門校	キャリア・プログラム	6月	4月、10月	発達
13	京都府	福知山高等技術専門校	ワークアシスト	1年	10月	知的
14	大阪府	北大阪高等職業技術専門校	ワークトレーニング	1年	4月	知的
14	大阪府	夕陽丘高等職業技術専門校	ジョブステップ	6月	4月、10月	精神
14	大阪府	夕陽丘高等職業技術専門校	キャリアチャレンジ	6月	4月、10月	発達
15	奈良県	奈良県立高等技術専門校	販売実務	1年	4月	知的
16	和歌山県	和歌山産業技術専門学院	総合実務	1年	4月	知的
17	鳥取県	産業人材育成センター倉吉校	総合実務	1年	4月、7月、9月	知的
18	鳥取県	東部高等技術校	介護サービス	1年	4月	知的
18	鳥取県	東部高等技術校	オフィス実務	6月	4月、10月	身体
19	岡山県	南部高等技術専門校	木工実務	1年	4月	知的
19	岡山県	北部高等技術専門校兼作校	販売実務	1年	4月	知的
20	熊本県	熊本県立高等技術専門校	販売実務	1年	4月、10月	知的
21	宮崎県	産業技術専門校高鍋校	販売実務	1年	4月	知的
21	宮崎県	産業技術専門校高鍋校	総合実務	1年	4月	知的
22	沖縄県	具志川職業能力開発校	オフィスビジネス	6月	4月、10月	身体
22	沖縄県	浦添職業能力開発校	オフィスビジネス	6月	4月、10月	身体

(2) 熊本県の基本的考え方

県民に対する障がい者職業訓練は、県が実施する訓練科(販売実務科、ソフトウェア開発訓練科)、県が国からの事業を受託して実施する委託訓練の各訓練科のみで提供していくものではなく、**国が全国民(熊本県民を含む。)を対象に設置している国立障害者職業能力開発校等の各訓練科(※)を含め、これらの訓練科全体で提供していくもの。**

(※九州では福岡校と鹿児島校。ともに寄宿舎設置。)

(↑国立・障害者校の訓練科を県としてどのように認識しているのかということ、今まで資料(文章)等により特段示していなかったため、今回、これを確信的に明示・文章化したもの。)



- ◇ 障がい者の就労支援に関する行政施策は、労働行政(職業能力開発行政や職業安定行政等)のほか、厚生行政、特別支援学校など文部科学行政等で行われている。
- ◇ 職業訓練に携わる行政関係者は、“障がい者職業訓練は、障害者就労支援という大きな施策・制度を構成する一部である“ということ(を再)認識しておくことが重要。
- ◇ 関係機関の連携については、例えば労働行政に限った場合においても、県内では様々な機関(熊本県、熊本労働局・各ハローワーク、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構熊本支部等)が、それぞれ役割を持った複数の事業を実施していることから、各事業の実施に当たっては、各機関(担当者間)の連携・接続が極めて重要となる。

3 国立・障害者職業能力開発校について

国立・障害者校
全国に13校
(福岡校、鹿児島校)
※ 寄宿舍あり

- 障害者に対する職業訓練を専門的に行う施設。地域ブロックにおける障がい者の職業能力開発班開発を担う拠点としての役割を担う。
- 一般の職業能力開発校や、障害者委託訓練での受け入れが困難な「職業訓練上特別な支援を要する障害者(=特別支援障害者)」に重点をおいた訓練を実施。

福岡障害者職業能力開発校

訓練科	期間	定員	対象		
			身体	知的	精神
1 機械CAD科	1年	(20)	身体		精神
2 プログラム設計科	2年	(20)	身体		精神
3 商業デザイン科	1年	(20)	身体		精神
4 OA事務科	1年	(20)	身体		精神
5 建築設計科	1年	(20)	身体		精神
6 流通ビジネス科	1年	(25)	身体		精神
7 流通ビジネス科(音声PCコース)	1年	(5)	身体		
8 総合実務科	1年	(20)		知的	
合計			(130)	(20)	(125)

鹿児島障害者職業能力開発校

訓練科	期間	定員	対象		
			身体	知的	精神
1 情報電子科	1年	(10)	身体	知的	精神
2 グラフィックデザイン科	1年	(20)	身体	知的	精神
3 建築設計科	1年	(20)	身体	知的	精神
4 義肢福祉用具科	1年	(10)	身体	知的	精神
5 OA事務科	1年	(20)	身体	知的	精神
6 アパレル科	1年	(10)	身体	知的	精神
7 造形実務科	1年	(10)		知的	
合計			(90)	(100)	(90)

合計(福岡校+鹿児島校)

	対象		
	身体	知的	精神
入校可能な科の数	13科	8科	12科
上記科の定員合計数	220人	120人	215人

「特別支援障害者」について

1 厚生労働省による平成19年の検討・決定

平成19年に「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練のあり方に関する検討委員会」を設置。

- 障害者校の果たすべき役割を念頭に置きつつ、今後(H19年当時以降)障害者校が重点的に取り組むべき職業訓練の対象者を特別支援障害者として位置づけ、その範囲を検討。
- 特別支援障害者を次の3要件に該当する者として概念整理を行ったうえで、この3要件に該当する障害者の具体的範囲を検討・決定した。

「特別支援障害者」の3要件

- (1) 一般的な集合訓練の実施に難しい面があり、障害の態様に応じた個別的対応を特に要する障害者
- (2) 障害の態様に応じた職業訓練に関わる技法・経験がまだ十分に蓄積されておらず、新たな技能習得ノウハウの開発・試行等の対応を要する障害者
- (3) 特別な支援を要する障害者に対して適切に対応できる精神科医など外部の専門家や支援者等(一般校において一般的に配置されていない者)との継続的な連携・協力を要する障害者

2 厚生労働省による平成24年度の検討・決定

平成24年に厚生労働省が「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練のあり方に関する検討委員会」を設置。

- 平成19年以降の求職障害者の増加や障害程度の重度化・多様化、前回検討内容と職業訓練現場の実態との乖離などを踏まえ再検討を実施。
- 検討会での議論や調査結果等を踏まえ「訓練生に対する支援・配慮の内容」や「障害者校における訓練生の受入状況」「職業訓練上の課題」「施策の継続性」等を考慮しつつ、総合的に勘案して障害種別・程度別に具体的な範囲を検討。

H19年の「特別支援障害者」の範囲						
・視覚障害1級・2級の者						
・上肢障害(脳性まひによる上肢機能障害を含む)1級の者						
・2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者						
・3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する者						
・体幹障害1級・2級であって、特に配慮を必要とする者						
・精神障害者						
・発達障害者						
・高次脳機能障害者						



H25年に修正された「特別支援障害者」の範囲						
・視覚障害1級・2級の者						
・上肢障害1級の者						
・ 脳性まひによる上肢機能障害1級・2級の者						
・2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者						
・ 【削除】						
・体幹障害1級・2級であって、特に配慮を必要とする者						
・ 重度知的障害者						
・ 知的障害及び身体障害の重複障害であって特に配慮を必要とする者						
・精神障害者						
・発達障害者						
・高次脳機能障害者						

- ()内を別に置き内容修正
- 【削除】
- (追加)
- (追加)

福岡障害者職業能力開発校の平成31年度在籍者の障がい状況

○ 平成31年度の在籍者数の実数:112人(定員合計は170人) ○下の表の数値は重複分がある ○H31.4月時点

区分	身体障がい						知的障がい				精神障がい				その他の障がい
	重度		中度		軽度		重度	中度	軽度	不明	1級	2級	3級	不明	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級									
在籍者(人)	13	12	10	6	5	4	0	4	5	0	0	28	26	4	7

左記合計 124人

鹿児島障害者職業能力開発校の平成31年度入校者の障がい状況

○ 平成31年度の入校生数の実数:54人(定員合計は100人) ○下の表の数値は重複分がある ○H31.4月時点

区分	身体障がい						うち重度障害者	知的障がい 総数	精神障がい	発達障がい	難病
	重度		中度		軽度						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級					
入校者(人)	6	6	2	3	0	1	0	18	13	11	1

左記合計 61人

※ 精神障害者、発達障害者等を中心とした求職者の増加等が進む中で、特別支援障害者の受け入れを更に積極的に推進し、障害特性に配慮した効果的な職業訓練機会を提供していくことが課題(注)となっている。

(注) 障害者職業能力開発推進会議H27.3報告書「障害者職業能力開発施策の課題と今後の対応策について」から要旨を抜粋

4 熊本県民に対する障がい者職業訓練提供体制(イメージ)の整理

基本的考え方

障がいのある方に対する就労支援を構成する「障がい者職業訓練」は、県民に対して ① 国(厚生労働省)が県民を含め全国民を対象に設置している国立障害者職業能力開発校(九州では福岡校と鹿児島校。ともに寄宿舎設置。)の各訓練科 ② 熊本県が実施する各訓練科(販売実務科、ソフトウェア開発訓練科) ③ 国(厚生労働省)から県が事業を受託し実施する委託訓練 により提供していく。

右の図は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対してどのような訓練科が現在設定されているのか、イメージ化したもの。

- ◇ 横軸は、障がいの程度(重度/軽度)の別で設定。
- ◇ 縦軸は、訓練期間(長期、短期)の別で設定。
- ◇ 色の濃淡により、入校対象者想定(各訓練科の政策的な志向性)を表現するよう試みている。
- ◇ この資料は、販売実務科に関する検討用資料として作成したため、知的障がい者は、右のとおり身体障がい者と精神障がい者とは別領域で描いている。

<各訓練科の整理>

① 国立・障害者校

…福岡校、鹿児島校の各訓練科

長期間(1年、2年)の職業訓練を必要とする方に訓練を提供する**基幹的な**訓練科

② 県が実施する長期(1年、2年)の訓練科

…販売実務科、ソフトウェア開発訓練科

長期間(1年、2年)の職業訓練を必要とする方に訓練を提供する訓練科

※ **国立・障害者校を地理的な面・訓練分野の面・対象者(障がいの程度)の面から補完。**

③ 国から県が事業を受託し実施する短期間の訓練科

…委託訓練の各訓練科

短期間(3~6か月)の職業訓練を必要とする方に訓練を提供する訓練科

(注)委託訓練のR1年度の各訓練科は、発達障がいのある方、難病の方なども対象としている。

精神障がいのある方

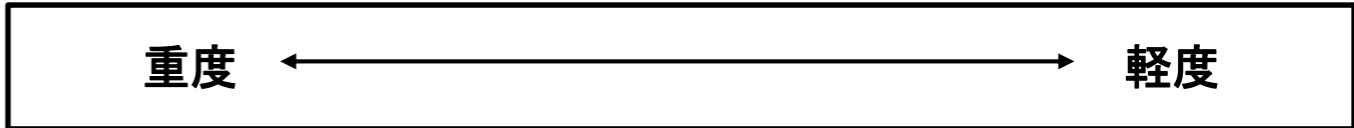
(2年、1年) 長期

(3~6月) 短期

知的障がいのある方

(2年、1年) 長期

(3~6月) 短期



福岡校	機械CAD科	期間1年	定員(20)	身体	精神
	プログラム設計科	期間2年	定員(20)	身体	精神
	商業デザイン科	期間1年	定員(20)	身体	精神
	OA事務科	期間1年	定員(20)	身体	精神
	建築設計科	期間1年	定員(20)	身体	精神
	流通ビジネス科	期間1年	定員(25)	身体	精神
鹿児島校	情報電子科	期間1年	定員(10)	身体	精神
	グラフィックデザイン科	期間1年	定員(20)	身体	精神
	建築設計科	期間1年	定員(20)	身体	精神
	義肢福祉用具科	期間1年	定員(10)	身体	精神
	OA事務科	期間1年	定員(20)	身体	精神
	アパレル科	期間1年	定員(10)	身体	精神

熊本	ソフトウェア開発訓練科	期間2年	定員(10)	身体	精神
熊本 委託訓練 (R1年度の訓練科)	在宅・パソコン基礎科	期間3か月	定員(10)	身体	精神
	在宅・パソコン基礎科	期間3か月	定員(10)	身体	精神
	パソコン基礎科	期間3か月	定員(10)	身体	精神
	介護職員初任者研修課程養成科	期間3か月	定員(8)	身体	精神
	基礎パソコン科	期間3か月	定員(10)	身体	精神
	パソコン初級習得科	期間3か月	定員(8)	身体	精神
	パソコン基礎科	期間3か月	定員(10)	身体	精神
	パソコン実務科	期間3か月	定員(10)	身体	精神
	パソコン基礎科	期間3か月	定員(10)	身体	精神
	基礎パソコン科	期間3か月	定員(10)	身体	精神
	オーダーメイド型訓練	期間		身体	精神

福岡校	総合実務科	期間1年	定員(20)	知的
鹿児島校	情報電子科	期間1年	定員(10)	知的
	グラフィックデザイン科	期間1年	定員(20)	知的
	建築設計科	期間1年	定員(20)	知的
	義肢福祉用具科	期間1年	定員(10)	知的
	OA事務科	期間1年	定員(20)	知的
	アパレル科	期間1年	定員(10)	知的
	造形実務科	期間1年	定員(10)	知的

熊本	販売実務科	期間1年	定員(16)	知的
熊本 委託訓練 (R1年度の訓練科)	在宅・パソコン基礎科	期間3か月	定員(10)	知的
	在宅・パソコン基礎科	期間3か月	定員(10)	知的
	介護職員初任者研修課程養成科	期間3か月	定員(8)	知的
	基礎パソコン科	期間3か月	定員(10)	知的
	基礎パソコン科	期間3か月	定員(10)	知的
	オーダーメイド型訓練	期間		知的

参考 1

表 1

熊本県内の「年齢階級別」／「障がいの程度別」 障害者手帳所持者数の推計 (R1.7熊本県労働雇用創生課)

(単位:人)

年齢階級	身体障害者手帳所持者数							療育手帳所持者数			精神障害者保健福祉手帳所持者数			
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不詳	重度	その他	不詳	1級	2級	3級	不詳
15 年齢不詳	605	188	334	438	104	83	188	125	209	21	209	292	83	104
14 90歳以上	1,440	647	710	1,043	125	397	313	83	21	0	104	21	21	63
13 80～89歳	7,012	2,796	3,944	4,800	1,002	918	1,315	584	417	21	417	271	480	125
12 75～79歳	4,737	2,024	2,755	3,005	835	334	710	334	230	21	271	230	230	83
11 70～74歳	3,882	1,816	1,857	2,671	793	313	689	438	292	0	188	605	125	21
10 65～69歳	3,652	1,836	2,066	2,755	730	543	397	313	313	21	188	814	167	83
9 60～64歳	2,149	1,106	1,294	1,336	480	230	313	230	480	0	167	897	230	63
8 50～59歳	1,962	1,294	1,002	1,252	522	209	292	584	814	104	397	1,711	772	83
7 40～49歳	1,231	1,043	543	522	209	83	230	939	1,586	125	397	2,296	814	230
6 30～39歳	897	230	397	292	104	83	63	876	1,523	83	313	1,398	710	63
5 20～29歳	626	334	188	188	83	63	83	1,523	2,233	125	209	772	543	21
4 18～19歳	83	83	0	0	0	0	63	292	584	21	0	63	0	21
3 10～17歳	376	104	125	63	0	0	104	814	1,544	83	0	104	83	21
2 0～9歳	376	83	63	63	21	83	0	626	1,336	63	21	21	0	21
1 総数	29,049	13,585	15,297	18,448	5,029	3,339	4,737	7,784	11,582	710	2,859	9,433	4,257	1,002

データバー
の最大値(人)
5,000

推計値の算出方法

表1の区分ごとに、「推計値算定式＝①×②×③」により算出した。

①＝厚生労働省が実施した「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」の結果（全国推計値）・・・表1の区分ごとに推計値が算出されている。

②＝熊本県人口按分率（約1.4053%：H27国勢調査熊本県人口／H27年国勢調査全国人口）

③＝推計調整率＝約148%＝（127,110人：H29年度末時点の県内の障害者手帳所持者数）／（85,602人：②により算出した県内の障害者手帳所持者数の推計値の合計）

参考 2

表2 熊本県内の有効求職障がい者の数(ハローワークに求職登録をしている方の数) 2018年9月時点

(単位:人)

データベース
の最大値
(人)

400

有効求職者数(障害者)2018年3月		身体障害者		知的障害者		精神障害者	発達障害者	難病障害者	高次脳機能障害者	その他の障害者	障害部位計		障害程度計	
		障害の程度(注)	重度	重度以外	重度	重度以外	—	—	—	—	—	重度		重度以外
55歳以上	一般フルタイム		128	232	4	16	134	2	16	1	5	132	406	538
	一般パートタイム		191	262	5	19	231	2	25	3	5	196	547	743
45~54歳	一般フルタイム		79	88	5	26	231	2	18	1	8	84	374	458
	一般パートタイム		54	52	5	33	278	4	16	1	7	59	391	450
35~44歳	一般フルタイム		34	46	9	36	214	6	11		7	43	320	363
	一般パートタイム		27	23	6	37	322	6	9	1	6	33	404	437
25~34歳	一般フルタイム		40	30	4	60	209	19	14		7	44	339	383
	一般パートタイム		11	11	5	59	226	20	10		13	16	339	355
24歳以下	一般フルタイム		14	20	2	209	65	28	5		4	16	331	347
	一般パートタイム		10	2	7	67	60	12	3		1	17	145	162
年齢計	一般フルタイム		295	416	24	347	853	57	64	2	31	319	1,770	2,089
	一般パートタイム		293	350	28	215	1,117	44	63	5	32	321	1,826	2,147
	全数		588	766	52	562	1,970	101	127	7	63	640	3,596	4,236

表3 熊本県内の有効求職障がい者の数(ハローワークに求職登録をしている方の数) 2019年3月時点

(単位:人)

データベース
の最大値
(人)

400

有効求職者数(障害者)2019年3月		身体障害者		知的障害者		精神障害者	発達障害者	難病障害者	高次脳機能障害者	その他の障害者	障害部位計		障害程度計	
		障害の程度(注)	重度	重度以外	重度	重度以外	—	—	—	—	—	重度		重度以外
55歳以上	一般フルタイム		126	239	3	20	150	2	17	1	2	129	431	560
	一般パートタイム		214	273	4	20	262	2	30	4	5	218	596	814
45~54歳	一般フルタイム		78	75	6	26	247	4	16	1	6	84	375	459
	一般パートタイム		60	55	6	36	314	4	11	1	7	66	428	494
35~44歳	一般フルタイム		31	50	6	33	242	5	15	0	6	37	351	388
	一般パートタイム		25	30	6	38	330	3	9	1	9	31	420	451
25~34歳	一般フルタイム		37	33	6	70	214	16	17	0	8	43	358	401
	一般パートタイム		17	12	12	68	240	15	12	0	11	29	358	387
24歳以下	一般フルタイム		15	10	2	197	55	25	8	0	3	17	298	315
	一般パートタイム		9	2	5	75	68	15	4	0	1	14	165	179
年齢計	一般フルタイム		287	407	23	346	908	52	73	2	25	310	1,813	2,123
	一般パートタイム		325	372	33	237	1,214	39	66	6	33	358	1,967	2,325
	全数		612	779	56	583	2,122	91	139	8	58	668	3,780	4,448

(注)障害の程度について

- ① 身体障害者の「重度」は、身体障害者福祉法施行規則に規定する身体障害者障害程度等級表における等級が1級、2級の障害又は3級の重複障害等の方。
- ② 知的障がい者の「重度」は、程度が重いと判定された知的障害で、原則として、次のいずれかの場合に該当する方。
 - ・療育手帳で程度が「A」とされている。
 - ・児童相談所又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所、療育手帳の「A」に相当する程度とする判定書をもっている。
 - ・障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定されている。
- ③ 精神障害者、発達障害者、難病障害者、高次脳機能障害者、その他の障害者は、障害の程度の区分けなし。

※ 求職者数としては「一般」と「常用」があるが上表に記載の数値は「一般」の数値。

(参考1) 「常用」=雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)をいう。

「一般」=常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。

[注(県労働雇用創生課)]
県内の求職者数は、ほとんどが「常用」希望であり、ほぼ「一般の数値」イコール「常用の数値」と言える状況。

(参考2) 有効求職者数=「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。

データ提供元:熊本労働局